≪登録者認定試験の受験をされる方へ≫

登録者認定試験の受験を希望される方は、以下の各書類を準備し、事務局に送付してください。

※ 認定試験を受けることができる者

日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度に係る規程第9条第1項又は第2項に定める条件を満たす者。

I-1. 登録者認定試験受験資格審查申請(保健師)

- 1. 産業保健看護専門家制度 登録者認定試験 受験資格審査・受験申請書(様式第12号-1)
- 受験資格審査手数料(手数料 11,000 円(消費税込み))受領証(写):様式第 12 号-1 の裏面に 貼付
- 3. 履歴書(様式第9号)
- 4. 保健師免許証(写)

I-2. 登録者認定試験受験資格審查申請(看護師)

- 1. 産業保健看護専門家制度 登録者認定試験 受験資格審査・受験申請書(様式第12号-1)
- 2. 受験資格審査手数料 (手数料 11,000 円 (消費税込み)) 受領証 (写): 様式第 12 号-1 の裏面に 貼付
- 3. 履歴書(様式第9号)
- 4. 看護師免許証(写)
- 5. 第一種衛生管理者免許証(写)
- ※ 審査の結果、受験資格が満たされていないと判定された場合であっても、一旦納付された受験資格審査手数料は返還しない。
- ※ 試験当日に受験できなかった場合、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者について は、発行されている受験票を 1 年間有効とする。試験当日までにその事由を事務局に申し出る こと。